２　二の主務大臣に前項の事業報告書及び収支決算書（同項の貸借対照表を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該事業報告書及び収支決算書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（区分経理の方法）

第十一条　法第三十六条の規定による区分経理の方法は、同条各号に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。

（帳簿の記載）

第十二条　安定供給確保支援法人は、法第三十八条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

２　法第三十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　安定供給確保支援業務の実施状況

二　法第三十四条第二項の規定により国から交付された補助金の額の総額

三　法第三十四条第二項の規定により国から交付された補助金の執行の状況

四　法第三十六条各号に掲げる業務ごとに充てた補助金の額

五　安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金を運用して得た利子その他の収入金の総額

３　前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（安定供給確保支援業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　安定供給確保支援法人は、法第四十条第一項の規定による許可を受けようとするときは、様式第七による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　二の主務大臣に前項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（安定供給確保支援業務の引継ぎ）

第十四条　法第四十一条第一項又は第二項の規定による指定の取消しを受けた安定供給確保支援法人は、遅滞なく、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務を引き継ぐこと。

二　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に帳簿その他の安定供給確保支援業務に関する書類を引き継ぐこと。

三　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務に係る財産（次号による納付に係る金額に相当するものを除く。）を引き渡すこと。

四　交付を受けた補助金のうち、主務大臣が定める金額を国庫に納付すること。

五　その他主務大臣が必要と認める事項

（立入検査の証明書）

第十五条　法第四十八条第六項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第八によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

安定供給確保支援法人指定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

安定供給確保支援法人として指定を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第31条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地
２．安定供給確保支援業務を開始しようとする年月日
３．業務の内容
４．組織の概要

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．記載事項のうち業務の内容及び組織の概要については、添付書類において把握可能である場合においては、記載不要とする。
３．以下の書類を添付する。

・定款の写し
・登記事項証明書
・役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
・指定の申請に関する意思の決定を証する書類
・安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画
・安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
・申請法人が法第31条第２項各号に該当しない旨を誓約する書類
・役員が法第31条第２項第３号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
・申請法人の直近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
・安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類